

評価基準	手引きの具体的記載項目	告示に規定する記載事項	告示に規定する添付書類
1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与			
(1) IR 区域全体	1 IR 区域全体のコンセプトが、明確であり、極めて高い国際競争力を有する優れたものであるとともに、他国の成功事例の模倣ではなく、独自性を有するものであることが求められる。	① IR 施設の名 称、所在地及びそ の概要 ○告示第 4 条第 1 号イ 特定複合観光施設の名称、所在地及びその概 要 ②区域整備計画の 意義及び目標 ○告示第 1 条 区域整備計画の意義及び目標に関する事項 ③ IR 区域全体の コンセプトと策定 根拠 ④ IR 事業の概要 (開業の時期等の 工程の概要を含 む。) ○告示第 4 条第 1 号ロ 設置運営事業等の概要	
	2 IR 区域内の建築物のデザインが、IR 区域全体のコンセプトを具現化しており、IR 区域が立地する地域の新たな象徴となり得るような先進性や他には見られない魅力有するとともに、周囲の景観や環境と調和したものであることが求められる。	① IR 区域内の建 築物の外観、内装 ○告示第 4 条第 1 号ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項 (特定複合観光施設を構成する施設ごとの外 観の特徴に関する事項及び景観及び環境との 調和に関する事項を含む。) ○告示第 4 条第 1 号ヘ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要 部分の特徴に関する事項 ② IR 区域内の建 築物の配置 ○告示第 4 条第 1 号ト 特定複合観光施設を構成する施設の配置に関 する事項	・ 特定複合観光施設の外観を示す図 ・ 特定複合観光施設を構成する施設の 外観及び内部主要部分を示す図 ・ 縮尺、方位、特定複合観光施設区域 及び特定複合観光施設を構成する施 設の配置を表示した配置図 ・ 縮尺、方位、特定複合観光施設区域、 設置運営事業者（施設供用事業が行 われる場合には、施設供用事業者。） が従前から所有権、借地権その他の 使用及び収益を目的とする権利（「所 有権等」という。）を有する土地及び 設置運営事業者が所有権の取得等を しようとする土地の境界線並びに特 定複合観光施設を構成する施設とし て既存の施設を使用することとして いる場合には当該施設の位置を表示 した土地及び既存の施設の配置図 ・ 特定複合観光施設を構成する施設の 構造を明らかにする平面図、立面図 及び断面図 ・ 特定複合観光施設の設計の概要を記 載した書類
	3 日本を代表する観光施設にふさわしい、これまでにないスケールを持つ施設であることが求められる。	① IR 区域の面積 ○告示第 2 条第 1 号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区 域の面積 ② IR 施設の床面 積の合計及び内訳 ○告示第 4 条第 1 号ニ 特定複合観光施設の床面積の合計 ③ その他スケール に関する事項	

	<p>4 障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点や、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレードの観点から、世界の最先端であり、模範となることが求められる。</p>	<p>①ユニバーサルデザイン、多文化共生 ②環境負荷低減 ③フェアトレード</p>	<p>○告示第4条第1号ハ 設置運営事業等の実施に当たり、ユニバーサルデザイン、環境への負荷の低減、多様な文化の尊重及びフェアトレードに関し講ずる措置に関する事項</p>	
<p>(2) MICE施設</p>	<p>5 開催が想定される最大規模のMICEに対応できるなど、日本のMICEビジネスの国際競争力を飛躍的に向上させ、アジア・太平洋地域におけるMICEビジネスのリーダーとしての地位をより盤石にするために十分なスケールを有することが求められる。</p>	<p>①国際会議場施設の規模の考え方 ②国際会議場施設の収容人員及び床面積 ③展示等施設の規模の考え方 ④展示等施設の展示スペース、バックヤード等の床面積</p>	<p>○告示第4条第2号イ(3) 主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積(主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員及び床面積を明らかにすること。)、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員及び床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項 ○告示第4条第2号ロ(3) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの床面積、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項</p>	
	<p>6 国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの高度な需要に十分に対応できるよう、必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サー</p>	<p>①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針(施設のスペックを含む。)</p>	<p>○告示第4条第2号イ(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号イ(2) 主として国際会議の用に供する室ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)その他当該施設の機能に関する事項 ○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項 ○告示第4条第1号へ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項 ○告示第4条第2号イ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。)</p>	<p>・特定複合観光施設を構成する施設〔国際会議場施設〕の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図 ・特定複合観光施設を構成する施設〔国際会議場施設〕の外観及び内部主要部分を示す図 ・特定複合観光施設〔国際会議場施設〕の設計の概要を記載した書類</p>

<p>ビスが提供できるなど、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つことが求められる。</p>	<p>②展示等施設の種別、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針(施設のスペックを含む。)</p>	<p>○告示第4条第2号ロ(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ロ(2) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)その他当該施設の機能に関する事項 ○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項 ○告示第4条第1号ヘ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項 ○告示第4条第2号ロ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。)</p>	<p>・特定複合観光施設を構成する施設〔展示等施設〕の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図 ・特定複合観光施設を構成する施設〔展示等施設〕の外観及び内部主要部分を示す図 ・特定複合観光施設〔展示等施設〕の設計の概要を記載した書類</p>
<p>7 誘致しようとするMICEのターゲットが明確であり、近隣に既存のMICE施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られる</p>	<p>①国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針</p>	<p>○告示第4条第2号イ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(誘致し、及び開催しようとする国際会議に関する事項を含む。) ○告示第4条第2号ロ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(開催しようとする国際的な規模の展示会、見本市その他の催しに関する事項を含む。)</p>	
<p>とともに、誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</p>	<p>②国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法</p>	<p>○告示第4条第2号イ(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。) (iii) 特定複合観光施設区域の近隣の場所に国際会議場施設又は展示施設、見本市市場施設その他の催しを開催するための施設がある場合には、当該施設を運営する者との適切な役割分担及び連携に関する事項 (iv) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項 ○告示第4条第2号ロ(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。) (iii) 特定複合観光施設区域の近隣の場所に国際会議場施設又は展示施設、見本市市場施設その他の催しを開催するための施設</p>	<p>・設置運営事業者がその行う業務〔国際会議場施設及び展示等施設の関連業務〕を他の者に委託する場合には、次に掲げる書類 ・委託契約書の写し又はこれに準ずるもの ・委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書</p>

			<p>がある場合には、当該施設を運営する者との適切な役割分担及び連携に関する事項</p> <p>(iv) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</p>	
(3) 魅力増進施設	<p>8 世界中の観光客を引き付けることのできる、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等を提供するとともに、これを通じて、日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信することが求められる。また、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</p>	<p>①魅力増進施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、収容人員・床面積等の規模、設置及び運営の方針</p>	<p>○告示第4条第2号ハ(1) 種類に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ハ(2) 施設ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)</p> <p>○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設[魅力増進施設]の外観の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第1号ヘ 特定複合観光施設[魅力増進施設]を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ハ(3) 施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ハ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動の内容に関する事項を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設[魅力増進施設]の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設[魅力増進施設]の外観及び内部主要部分を示す図 ・特定複合観光施設を構成する施設[魅力増進施設]の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
		<p>②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法</p>	<p>○告示第4条第2号ハ(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。)</p> <p>(i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>(ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。)</p> <p>(iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業者がその行う業務[魅力増進関連業務]を他の者に委託する場合には、次に掲げる書類 ・委託契約書の写し又はこれに準ずるもの ・委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書
(4) 送客施設	<p>9 IRへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出すために、各地の観光の魅力を伝えるショーケースとしての機能や、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うコンシェルジュとしての機能を、十分に果たすものであることが求められる。また、各地の観光地へのMICE施設利用者をはじめとするIR来訪者の送り出しや、送客先の観光地づくりとの連携など、計画された事業を実施す</p>	<p>①送客施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、収容人員・床面積等の規模、設置及び運営の方針</p>	<p>○告示第4条第2号ニ(1) 種類に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ニ(2) 令第四条第二号イからニまでに掲げる業務ごとの業務を行う機能に関する事項、対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備に関する事項</p> <p>○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設[送客施設]の外観の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第1号ヘ 特定複合観光施設[送客施設]を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ニ(3) 対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備の床面積その他当該施設の規模に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号ニ(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設[送客施設]の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設[送客施設]の外観及び内部主要部分を示す図 ・特定複合観光施設を構成する施設[送客施設]の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図

	<p>るために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</p>		<p>設置及び運営の方針に関する事項（令第四条第二号イからニまでに掲げる業務ごとの業務の内容に関する事項及び当該業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。）</p>	
		<p>②送客施設の業務の実施体制及び実施方法</p>	<p>○告示第4条第2号ニ（5） 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。） （i）施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 （ii）設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（委託先の名称及び委託の内容を含む。） （iii）業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</p>	<p>・設置運営事業者がその行う業務〔送客施設関連業務〕を他の者に委託する場合にあっては、次に掲げる書類 ・委託契約書の写し又はこれに準ずるもの ・委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書</p>
<p>(5) 宿泊施設</p>	<p>10 諸外国のIRにおける宿泊施設と比較して、客室の広さ、構成、設備が国際競争力を有するとともに、IR区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模を持つことが求められる。</p>	<p>① 宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針</p>	<p>○告示第4条第2号ホ（1） 種類に関する事項 ○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設〔宿泊施設〕の外観の特徴に関する事項 ○告示第4条第1号へ 特定複合観光施設〔宿泊施設〕を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項 ○告示第4条第2号ホ（4） 設置及び運営の方針</p>	<p>・特定複合観光施設〔宿泊施設〕の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設〔宿泊施設〕の外観及び内部主要部分を示す図 ・特定複合観光施設を構成する施設〔宿泊施設〕の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図</p>
		<p>② 宿泊施設の客施設ごとの機能、施設構成・客室構成やその根拠</p>	<p>○告示第4条第2号ホ（2） 客室ごとの機能に関する事項（構造及び主な設備に関する事項を含む。）その他当該施設の機能に関する事項</p>	
		<p>③ 宿泊施設の客室ごと及び合計の床面積、客室の総数に占めるスイートルームの割合等の規模</p>	<p>○告示第4条第2号ホ（3） 客室ごとの床面積（客室のうち最小のもの床面積及びスイートルームのうち最小のもの床面積を明らかにすること。）、全ての客室の床面積の合計、客室の総数に占めるスイートルームの割合その他当該施設の規模に関する事項</p>	
	<p>11 レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティが、国際競争力の高い、優れたものであることが求められる。</p>	<p>① 宿泊施設の飲食サービス ② 宿泊施設のその他付帯サービス</p>	<p>○告示第4条第2号ホ（4） 設置及び運営の方針に関する事項（飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。）</p>	

	<p>12 来訪者の満足につながる質の高いサービスが提供されるとともに、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</p>	<p>①宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法</p>	<p>○告示第4条第2号ホ(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。)</p> <p>(i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>(ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。)</p> <p>(iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</p>	<p>・設置運営事業者がその行う業務〔宿泊施設関連業務〕を他の者に委託する場合には、次に掲げる書類</p> <p>・委託契約書の写し又はこれに準ずるもの</p> <p>・委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書</p>
<p>(6) その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設</p>	<p>13 コンテンツやサービスが、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行客をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできる観光資源であることが求められる。また、施設の運営やコンテンツの調達・開発など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。</p>	<p>①その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針</p>	<p>○告示第4条第2号へ(1) 種類に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号へ(2) 施設ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)</p> <p>○告示第4条第2号へ(3) 施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項</p> <p>○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設〔その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設〕の外観の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第1号へ 特定複合観光施設〔その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設〕を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項</p> <p>○告示第4条第2号へ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。)</p>	<p>・特定複合観光施設〔その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設〕の設計の概要を記載した書類</p> <p>・特定複合観光施設を構成する施設〔その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設〕の外観及び内部主要部分を示す図</p> <p>・特定複合観光施設を構成する施設〔その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設〕の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図</p>
		<p>②その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の業務の実施体制及び実施方法</p>	<p>○告示第4条第2号へ(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項(次に掲げる事項を含む。)</p> <p>(i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>(ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項(委託先の名称及び委託の内容を含む。)</p> <p>(iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項</p>	<p>・設置運営事業者がその行う業務(その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の関連業務)を他の者に委託する場合には、次に掲げる書類</p> <p>・委託契約書の写し又はこれに準ずるもの</p> <p>・委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書</p>

(7) カジノ施設	14 IR区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置となっていることが求められる。	①カジノ施設の種別、機能、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ○告示第4条第2号ト(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ト(2) 機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。) ○告示第4条第1号ト 特定複合観光施設を構成する施設の配置に関する事項 ○告示第4条第1号ホ 特定複合観光施設[カジノ施設]の外観の特徴に関する事項 ○告示第4条第1号ヘ 特定複合観光施設[カジノ施設]を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項 ○告示第4条第2号ト(4) 設置及び運営の方針に関する事項 ○告示第4条第2号ト(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設[カジノ施設]の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設[カジノ施設]の外観及び内部主要部分を示す図 ・特定複合観光施設を構成する施設[カジノ施設]の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図 ・縮尺、方位、特定複合観光施設区域及び特定複合観光施設を構成する施設の配置を表示した配置図
		②カジノ施設の規模	○告示第4条第2号ト(3) 特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数、当該施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして法第四十一条第一項第七号のカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項	
(8) IR区域が整備される地域及び関連する施策等	15 IR区域は、国際空港、国際港湾、鉄道ターミナル駅等から現地までの公共交通機関の所要時間、運行頻度、輸送力等から見て、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域であることが求められる。	①国際アクセス	○告示第2条第2号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項	
		②国内アクセス		
③域内アクセス				
	16 都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ実施する交通アクセスの改善、インフラ整備、MICE誘致、観光振興などの施策が、優れたIR区域を整備するために効果的であるとともに、それらが円滑に実施されることが求められる。	①IR区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策、当該施策の実施のために必要な体制の整備その他のIR区域の整備の推進に関する施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)	○告示第5条 第一条から前条までに掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他の特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる関連する施策並びに当該施策の実施のために必要な体制の整備その他の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路及び目標となる地物並びに特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を表示しや付近見取図

		②MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）	○告示第6条 国際会議等の誘致、国際観光の振興及びこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）	
2 経済的社会的効果				
(1) 観光への効果	17 大規模な国際会議をはじめとするMICEの開催件数や、国内外からIR区域への来訪者数、送客施設の機能による他地域への観光客数の増加件数・人数や伸び率が大きく見込まれることが求められる。また、このような観光への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	①MICEの開催件数（その増加件数・伸び率を含む。）	○告示第8条第2号 法第二条第一項第一号に掲げる施設〔国際会議場施設〕における国際会議の開催回数及び同項第二号に掲げる施設〔展示等施設〕における国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催回数の見込み	
		②国内外からIR区域への来訪者数（その増加人数・伸び率を含む。）	○告示第8条第1号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客の数の見込み（国内及び国外の別に記載すること。）	
		③送客施設の機能による他地域への観光客数	○告示第8条第3号 法第二条第一項第四号に掲げる施設〔送客施設〕の利用者であって、我が国の各地域への観光旅行を行う者の数の見込み	
		④各事項に関する推計方法	○告示第8条第8号 前各号に掲げる事項ごとの当該事項に関する推計方法	
(2) 地域経済への効果	18 IR区域への来訪者による旅行消費額の増加額や伸び率、地域における雇用創出、IR施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれることが求められる。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	①IR施設に対する投資の金額の見込み（IRを構成する各施設に対する投資の金額の見込み額を含む。）	○告示第8条第6号 特定複合観光施設に対する投資の金額の見込み（第四条第二号イからトまでに掲げる各施設〔国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設、カジノ施設〕に対する投資の金額の見込みを明らかにすること。）	
		②IR区域への来訪者による旅行消費額（その増加額・伸び率を含む。）	○告示第8条第4号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客が当該特定複合観光施設区域に滞在している間に支出する金額の見込み	
		③IR施設において雇用する従業員の数の見込み	○告示第8条第5号 特定複合観光施設において雇用する従業員の数の見込み	
		④その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果	○告示第8条第7号 前各号に掲げるもののほか、区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項	
		⑤各事項に関する推計方法	○告示第8条第8号 前各号に掲げる事項ごとの当該事項に関する推計方法	
(3) 2030年の政府の観光戦略の	19 17及び19の効果 を早期に発現することによって、訪日外国	①IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数	○告示第8条第1号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客の数の見込み	

<p>目標達成への貢献</p>	<p>人旅行者数を2030年に6000万人とし、訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とする政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれることが求められる。 また、このような政府の観光戦略の目標達成への貢献は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。</p>	<p>② I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者による消費額</p>	<p>○告示第8条第4号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客が当該 I R 区域に滞在している間に支出する金額の見込み</p>	
		<p>③各事項に関する推計方法</p>	<p>○告示第8条第8号 前各号に掲げる事項の当該事項に関する推計方法</p>	
<p>3 事業を安定的・継続的かつ安全に運営できる能力及び体制</p>				
<p>事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制</p>	<p>20 I R 事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有すると認められるとともに、構成員の間での役割分担と連携が適切に行われることが求められる。</p>	<p>①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制</p>	<p>○告示第3条 設置運営事業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名 ○告示第4条第12号 設置運営事業者等に関する次に掲げる事項 ・当該設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及び住所 ・施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する特定複合観光施設の管理、使用その他の事項に係る当該設置運営事業者と当該施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項 ・当該設置運営事業者等が行う業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項 ○告示第4条第13号 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項 ・当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ・当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の役割分担及び連携に関する事項 ・当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額 ・現に行っている事業がある場合には、その事業の概要（設置運営事業者等が行う業務に類似する業務の実績がある場合には、その実績に関する事項を含む。） ・当該設置運営事業者等の主要株主等基準値</p>	<p>・設置運営事業者等の組織図 ・設置運営事業者等の役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員沿革を記載した書面） ・設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書 ・設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）及び財務状況を明らかにすることができる書類 ・設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類 ・設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の議決権等の保有者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載した書面 ・当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ・当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額 ・当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の役割分担及び連携に関する事項 ・現に行っている事業がある場合に</p>

		<p>以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、財務の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、資産及び負債並びに所得の状況 	<p>は、その事業の概要（設置運営事業者等が行う業務に類似する業務の実績がある場合には、その実績に関する事項を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）及び財務状況を明らかにすることができる書類（告示第十一条第二十一号に掲げるものを除く。） 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類（告示第十一条第二十二号に掲げるものを除く。）
	② I R 事業の工程	<p>○告示第 4 条第 4 号</p> <p>設置運営事業者等の工程（工事の発注、着手及び完了並びに当該特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置運営事業者等の工程表（工事の発注、着手及び完了並びに特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。）
21 財務面からみて安定的であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に事業を継続できることが求められる。	① I R 施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額	<p>○告示第 4 条第 8 号</p> <p>特定複合観光施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額（第二号イからトまでに掲げる施設〔国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設、カジノ施設〕ごとの維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額を明らかにすること。）</p>	
	② 収支計画及び資金計画	<p>○告示第 4 条第 9 号</p> <p>収支計画及び資金計画（設置運営事業等を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法をを含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予定貸借対照表 予定損益計算書 予定キャッシュ・フロー計算書 告示第十一条第十二号から第十四号までに掲げる書類の根拠を記載した書類（資金調達の条件を記載した書類を含む。） 資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料
	③ 財務の状況が悪化した場合の措置	<p>○告示第 4 条第 10 号</p> <p>財務の状況が悪化した場合における措置に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施協定の案
22 防災・減災のための取組並びに I R 区域及び I R 施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切な対応	① 想定されるリスク事象の種類及び程度	<p>○告示第 4 条第 11 号</p> <p>防災及び減災のための取組、特定複合観光施設区域及び特定複合観光施設に係る安全の確保のための取組、感染症対策その他の健康及び衛生の確保のための取組並びに災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法及び対応に関する体制に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施協定の案
	② 整備・運営における防災・減災対策等	<p>○告示第 5 条</p> <p>その他の特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる関連する施策並びに当該施策の実</p>	

<p>レーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。</p>	<p>③予定する保険の詳細</p>	<p>施のために必要な体制の整備その他の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）</p>	
<p>23 IR区域の整備について、地域における十分な合意形成がなされており、IR事業が長期的かつ安定的に継続していくために不可欠な地域における良好な関係が構築されていることが求められる。</p>	<p>①地域との合意形成の手続き・十分な合意形成</p>	<p>○(IR整備法第9条第5項～第8項)協議会又は立地市町村等及び公安委員会との協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第九条第五項の協議〔協議会が組織されている場合には、当該協議会における協議、協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議〕に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該協議をしたことを証する書類 ・当該協議の経過及びその結果を記載した書類 ・法第九条第六項及び第九項の同意〔公安委員会及び立地市町村等の同意及び申請主体が都道府県であるときは区域を含む市町村及び特別区の同意〕に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該同意を得たことを証する書類 ・当該同意を得るまでの過程、当該同意に付された条件がある場合には当該条件並びに法第九条第六項第二号に定める者が、当該同意を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき議会の議決すべきものとした場合には、当該同意に関する議会の議事及び議決を記載した書類 ・法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する次に掲げる書類

				<ul style="list-style-type: none"> ・当該措置を講じたことを証する書類 ・当該措置として講じた措置の内容、経過及びその結果並びに区域整備計画に住民の意見を反映させた場合には当該意見の区域整備計画への反映に関する事項を記載した書類 ・法第九条第八項の議会の議決に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該議決を得たことを証する書類 ・法第九条第八項の申請に関する議会の議事及び議決を記載した書類 ・特定複合観光施設区域の整備の推進に向けた地域の関係者の合意形成の促進が図られ、かつ、設置運営事業等の長期的かつ安定的な実施に不可欠な地域の関係者との良好な関係が構築されていることを明らかにする書類 ・協議会が組織されている場合には、次に掲げる事項を記載した書類 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の構成員 ・協議会の運営に関し必要な事項を定めた場合には、当該事項 ・協議会の開催の実績 ・協議会における協議の経過及びその結果
4 カジノ事業の収益の活用				
<p>カジノ事業の収益の活用</p>	<p>24 カジノ事業の収益を十分活用するとともに、その他の収益も活用して、IRの開業後も長期的に世界中の観光客を引き付けることのできる魅力的な施設やコンテンツを継続的に創り出すなど、IR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や都道府県等が実施する施策への協力等を行うことが求められる。</p>	<p>①カジノ事業の収益を活用したIR施設の継続的な魅力向上のための施策</p> <p>②都道府県等が実施する施策への協力内容</p> <p>③収支計画及び資金計画との整合性</p>	<p>○告示第4条第14号</p> <p>カジノ事業の収益その他設置運営事業等の収益を活用した特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する事項</p>	

5 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除				
カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	25 最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置についてIR事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、確実かつ効果的に講じられることが求められる。	①カジノ施設の特徴(設備、構造、サービス)	○告示第4条第2号ト(2) 機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)	・実施協定の案
		②IR事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針	○告示第4条第15号 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置に関する事項(当該措置の実施に要する費用の見込みに関する事項並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び都道府県等が実施する施策への協力に関する事項を含む。)	
		③「ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合」の算出(実測値及び将来目標)	○告示第7条 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備並びにギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)の規定に基づき都道府県が策定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)	
		④依存症対策項目の具体的内容		
		⑤カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容		
		⑥犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目(例えば、来訪者による迷惑行為への対策等)の具体的内容		
		⑦カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策		